

## 秋田県告示第193号

旅行業法（昭和27年法律第239号）第19条第1項の規定による行政処分をしたので、同法第71条の規定に基づき告示する。

平成31年4月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 被処分者
  - (1) 名称  
株式会社ビーエス
  - (2) 代表者氏名  
武石 壮二
  - (3) 主たる事務所の所在地  
秋田市泉菅野二丁目2番9号
  - (4) 登録番号  
秋田県知事登録旅行業2-62
- 2 処分年月日  
平成31年3月28日
- 3 処分内容  
業務の一部停止9日間
- 4 処分の期間  
平成31年4月2日から平成31年4月10日まで
- 5 適用条項  
旅行業法第13条第3項第2号